

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（素案） 概要版

I 全体の概要

「公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方」の策定は、本市の公の施設の使用料について、統一的な基準を設けることを目的としています。

この統一的な基準は、施設を利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、原価の算定方法や原価に対する「受益者負担と公費負担」の割合の考え方などを明らかにするため、策定するものです。

2 各項目の概要

(1) 見直しの必要性

- 少子高齢化・人口減少社会を迎える中、本市においても、扶助費を中心とした義務的経費の増加とともに、老朽化が進む多くの公共施設で、大規模改修や建て替え等が必要となることから、今後の財政運営は厳しくなっていくことが見込まれます。
- こうしたことを踏まえ、将来にわたって必要な市民サービスを維持し、かつ、的確に実施するため、公の施設に係る使用料については、継続した維持管理コストの縮減を前提として、受益者負担の更なる適正化に取り組む必要があります。

(2) 基本方針

- 受益者負担の基本的な考え方（公平性・公正性）
- 経費縮減の取組（効率性）
- 施設の利用率向上に関する取組（市民サービス向上）
- 使用料の定期的な見直し（実効性）

(3) 対象施設

地方自治法第225条に基づき使用料を徴収することができる公の施設

- 「使用料の額又は算定方法が、法令や国、県の基準等に定められている施設」や「独立採算が求められる施設」などは、対象外

(4) 受益者負担割合の考え方

- 全ての施設において、受益者負担の原則を一律に適用することは難しいことから、各施設の設置目的に応じて「施設特性（民間施設との代替可能性・公共が担う必要性）」と「利用者特性（選択性、占有性、私益性）」という2つの基準を組み合わせ、9つの区分に分類した上で受益者負担割合を設定

施設特性			区分
ウ	イ	ア	
C	B	A 高	I
F	E 中	D	II
I 低	H	G	III

利用者特性

(5) 使用料の算出方法

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

- ・ 使用料を算定するための原価（コスト）は、公の施設の管理運営に係る経費（ランニングコスト）とします。

(6) 留意事項

- ・ 使用料の減免に関する取扱い

「受益者負担の原則」の例外であるため、際限なく広がることがないよう留意します。

- ・ 利用料金制を導入している施設について

本基準により定める使用料は、条例等に設定する上限額となります。

- ・ 経過措置について

改定前の使用料に比べ、改定後の使用料が大幅に増額となる場合や隣接自治体の類似施設の使用料を大幅に上回る場合などに、改定額を調整できることとします。

- ・ 市外在住者向けの使用料の設定について

公の施設は、主に市税で建設および維持管理・運営されていることから、本基準の算出方法の対象は市内在住者の使用料です。

市外在住の方には、市内在住者と異なる料金を設定できることとします。

- ・ その他

本基準に基づき使用料を算定する過程で、その方法により算定が難しい場合は、個別に算定を進めるものとします。

ただし、その対応が恒久的な取扱いにならないよう配慮します。

3 その他

「公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方」の詳細については、公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（素案）を御確認ください。

詳しい資料などのご案内

